

# 適正取引の推進と生産性・付加価値向上 に向けた自主行動計画

一般社団法人アジア家具フォーラム

2024年6月24日制定

2026年4月1日改定

## 自主行動計画策定の目的

家具インテリア製品は、自室では安らぎや快適性をもたらし、職場では作業効率を高める役割を果たし、国民の豊かな暮らしに寄与する欠くことのできないものである。しかし、昨今の家具インテリア産業を取り巻く環境は厳しさを増している。海外輸入製品との競争の激化や2021年から始まったウッドショックと呼ばれる木材の高騰、円安や世界情勢がもたらす原油価格や調達資材の高騰、コンテナ・人材不足による輸送コストの増大、少子高齢化に伴う人材不足による後継者や従業員確保の困難など、幾重もの課題に直面してきた。

こうした厳しい環境下では、家具インテリア産業のサプライチェーンを構成する製造、卸売、小売、資材、機械、物流に関わる企業が相互に信頼し、連携してともに持続的に成長できる環境の整備が必要となる。また、近年では家具インテリア製品を販売するインターネット販売事業者、住宅とセットで家具インテリア製品を販売する住宅メーカー、販売ソリューションを提供するIT企業など他の業界や業種から家具インテリア市場に参入する企業も増え、サプライチェーンは複雑化している。

アジア家具フォーラムは会員の入会資格を家具インテリアに関わる企業／団体／個人とし、家具インテリアの製造、卸売、小売はもちろん、資材、物流、EC事業者、IT企業、メディアなど家具インテリア業界のサプライチェーンを構成する多種多様な企業が加盟している。そのため、複雑化したサプライチェーン全体を俯瞰し、それぞれの立場から適切な信頼関係の構築ができるように法令遵守、適正な取引条件や労働環境等の確保について、十分な確認と考慮をしていく必要がある。

アジア家具フォーラムでは、これまで適正取引にかかる関係法令および政府方針（※）について会員に周知し、会員企業各社は、適正取引にかかる関係法令および政府方針の遵守に努めてきた。こうした家具インテリア業界のサプライチェーン全体で取り組んできた取引の適正化をさらに加速させるため、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定することとした。この自主行動計画によって、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払条件の改善、生産性向上等に関する今後の取り組みをより一層進め、サプライチェーン全体での付加価値向上、競争力強化に努めていく。

### ※適正取引にかかる関係法令および政府方針

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）および同運用基準、受託中小企業振興法（振興法）および振興基準、経済産業省「未来志向型の取引慣行に向けて」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等

## 自主行動計画の適用範囲

この自主行動計画は、家具インテリア産業に関わるサプライチェーンのうち、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下の企業、または個人事業者を受注者とした製造委託、修理委託、特定運送委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、のすべての取引を対象とする。情報成果物作成委託と役務提供委託においては、プログラム作成や運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除くものは、資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下の企業、または個人事業者を受注者としたすべての取引を対象とする。

## I. 適正取引の推進に関する取組

### 1. 合理的な価格決定

- ① **【取引価格の決定】**取引価格は、原材料費、労務費、エネルギー費、減価償却費、その他諸経費を元に合理的に算出し、発注者と受注者が合意して決定する。価格決定後は、速やかに内容を反映した書面（または電磁的記録）を交付する
- ② **【定期的な見直し】**受注者、発注者のいずれの立場であっても取引先との取引価格についての協議の場を「価格交渉促進月間（毎年 9 月と 3 月）」の機会を捉えるなどして、少なくとも年 1 回は設けるようにする。
- ③ **【急激なコストの上昇】**定期的な協議以外でも、受注者側からコストの急激な上昇を理由とした取引価格見直しの要請があった場合、発注者は真摯に対応し、協議の場を設けることとする。特に原材料費やエネルギー費の高騰があった場合には、その影響を精査し、コスト増加分の全額転嫁を目指す。受注者からの値上げ要請を拒否したり、一部しか認めなかった場合、発注者はその理由と根拠を回答すること。
- ④ **【労務費の上昇】**受注者から労務費の上昇による取引価格見直しの要請があった場合、業種や地域等に応じた一般的に公表されている賃金水準変化、最低賃金引上げ、物価水準の推移等を考慮して十分な協議をする。発注者が受注者に対して、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求める場合、受注者が公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づいて示した希望価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重する。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。特に、最低賃金（家内労働法（昭和 45

年法律第 60 号) に規定する最低工賃を含む。) の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により受注者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。

- ⑤ **【発注者からの協議】**取引先からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが望ましいことを十分に認識する。
- ⑥ **【買ったたきの禁止】**価格を決定するにあたって、発注者は取適法第 5 条第 1 項第 5 号の買ったたき(中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。)をしてはならない。また、コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、対価を据え置くことも買ったたきとして、行ってはならない。
- ⑦ **【コストダウン要請】**発注者が仕入価格の低減を要請する際に、合理的な理由なく一方的に自己都合のみによる価格の引き下げを要請しない。発注者の協力(大量発注や品質の緩和、工程見直し等)により受注者のコスト削減を図った場合は、その原価低減活動の効果を十分に確認して価格に反映させる。その際に、受注者の貢献度を考慮した上で価格を決定するものとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映させないようにする。
- ⑧ **【物流費】**物流費については、荷主事業者と物流事業者が取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン(経済産業省、農林水産省、国土交通省)」を参照し、適正な運賃水準を反映するよう十分に協議を行う。また、荷待ち時間・荷役時間の削減、契約外の付帯作業の原則禁止など、物流負荷を軽減するための運用改善を共に行うものとする。

## 2. コスト負担の適正化

- ① **【返品・受領拒否】**発注者の自己都合による返品、製造委託した商品の受領拒否などによって受注者の利益を不当に害することがないように徹底する。
- ② **【販売員・協賛金の提供】**発注者が販売員や協賛金などの提供を受注者に強要し、一方的に受注者に対してコスト負担を強いることがないように努める。発注者が受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ双方で合意を得た上で、派遣に必要な費用を負担する。受注者の従業員の専門的な知識や技術を必要としない作業に従事させようとする場合には、発注者が別途アルバイトなどを雇うことで対応する。
- ③ **【働き方改革の影響】**発注者は、働き方改革が及ぼす取引先への影響(長時間労働等)に配慮しつつ、受注者の取り組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努める。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行った場合には、受注者に発生する増加コストを負担するように努める。

### 3. 支払条件の改善

- ① 【現金払い】決済手段については、できる限り現金払いとし、振込手数料は発注者負担とする。
- ② 【約束手形の廃止】約束手形による支払いは、2026年1月1日以降は廃止する。
- ③ 【電子記録債権・ファクタリング】電子記録債権やファクタリング等により代金を支払う場合は、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものは禁止とする。
- ④ 【支払いサイト】すべての支払いは、製品または役務の受領日（納品日）から60日以内に完了する。

### 4. 知的財産の取り扱い

- ① 【ガイドラインに基づいた取引】発注者と受注者双方は、知的財産（特許権、著作権、意匠権、商標、営業秘密等）やノウハウを取引上扱う場合には、振興基準に定める内容のほか、「知的財産取引に関するガイドライン」（中小企業庁）に基づいた取引を行うものとする。
- ② 【取り扱いの配慮】発注者は、契約上知りえた受注者の知的財産やノウハウの取り扱いについて、受注者に損失を与えないように十分に配慮する。
- ③ 【無断使用と開示】発注者は受注者に対して秘密情報の提供や開示を要求してはならない。また、契約上知り得た受注者の知的財産等やノウハウについて無断で使用、開示してはならない。さらに、受注者に帰属する知的財産権の無償譲渡や無償の実施許諾を求めてはならない。
- ④ 【知的財産の管理保護】受注者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権、意匠権、商標等の権利の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。

### 5. 型取引の適正化

- ① 【事前協議と書面化】取引に際し、金型、樹脂型、木型、専用治具、専用設備（以下、金型等とする。）を必要とする場合は、製作費の負担について事前に協議し、取引条件として書面化する。
- ② 【型代金の支払い】金型等の費用を発注者が負担する場合は、量産開始時までに一括支払いに努める。また、受注者の資金繰りを考慮して、要請があれば一部前払いも検討する。
- ③ 【型の廃棄と保管費用】量産が終了した金型等は、保守部品の供給期間を考慮して、廃棄時期を決定する。その間の金型等の保管費用は、発注者が適正に負担する。

- ④ 【知的財産とノウハウの保護】金型等に関連する知的財産やノウハウが漏洩しないよう、発注者と受注者で秘密保持契約を含めた取り決めを行う。また、発注者が受注者の型の技術やデータを使用する場合には、適切な対価を支払う。

## II. 生産性・付加価値向上に関する取組

### 1. 取引先支援活動

- ① 各社は、サプライチェーン全体での生産性・付加価値向上の観点に基づき、適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価の信頼性の維持向上に努める。
- ② 各社は、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて、取引先の事業継承が円滑に遂行されるように、経営改善の支援、後継者の育成、引継ぎ先のマッチング支援等積極的な対応を行うよう努める。
- ③ 各社は、取引先と連携して事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、自然災害及びサイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化などにより事業に影響が生じた際は、人命第一、地域復旧を優先しながら取引先の被害状況を確認し、取引上、一方的な負担を押し付けることがないよう十分に配慮する。また、影響を受けた取引先には、その復旧を支援するとともに、取引関係の継続、優先的な発注に配慮するよう努める。
- ④ 取引先の要請に応じて情報化支援策の支援・協力を行い、サプライチェーン全体の効率性向上に努める。取引先に対して電子受発注等を行う場合は、その効果やコスト負担等の説明を十分に行う。

### 2. 人材育成・教育の推進

- ① 各社は、下請法、下請振興法、運用基準等の関係法令の改正に合わせて、自社の社内ルールや業務マニュアルの整備・見直しを行う。
- ② 各社は、関係法令の遵守及び適正取引の推進のために、適正取引に関する講習・研修などを実施し、社内への周知徹底を図る。

## III. アジア家具フォーラムの取組

- ① アジア家具フォーラムは、自主行動計画に掲げた事項が実行され浸透するように、会員企業に対

して聞き取り調査及びアンケート等により、実施状況のフォローアップを行う。

- ② アジア家具フォーラムは、会員に対してパートナーシップ構築宣言の実施を促し、すでにパートナーシップ構築宣言を実施している企業に対しては、宣言ひな形の改定や事業環境の変化に応じて見直しを行うように努める。
- ③ アジア家具フォーラムは、適正取引や生産性・付加価値向上についてのセミナーや研修等を開催し、会員の理解促進を図る。
- ④ アジア家具フォーラムは、適正取引にかかる関係法令および政府方針の変更や事業環境の変化に合わせて、この自主行動計画を見直す。